

障害者の日常活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

運 営 規 程

社会福祉法人 白生会
ヘルパーステーションけやき

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人白生会が設置する社会福祉法人白生会ヘルパーステーションけやき（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「居宅介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護・重度訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定居宅介護サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 指定居宅介護サービスの実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護・重度訪問介護の提供ができるよう務めるものとする。
- 3 指定居宅介護サービスの実施に当たっては、地域との結び付を重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」(平成18年厚生労働省令第58号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(虐待防止、身体拘束に関する事項)

第 3 条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止、身体拘束禁止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人 白生会 ヘルパーステーションけやき
- (2) 所在地 青森県五所川原市字敷島町1番地3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 介護福祉士 1名 (常勤職員)

※ サービス提供責任者、訪問介護員と兼務

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護サービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 2名 (常勤職員)

※ 訪問介護員と兼務

サービス提供責任者は、居宅介護・重度訪問介護計画を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- (3) 従 業 者

- ・介護福祉士 7名 (常勤職員3名 非常勤4名)
- ・介護職員初任者研修課程 2名 (常勤職員1名 非常勤1名)

従業者は、居宅介護・重度訪問介護計画に基づき訪問介護の提供に当たる。

- (4) 事務職員 1名 (常勤職員) 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 3 6 5 日
- (2) 営 業 時 間 2 4 時間体制

※ 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護・重度訪問介護を提供する主たる対象者)

第 7 条 事業所において居宅介護・重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者 (18 歳未満の者を除く)
- (2) 知的障害者 (18 歳未満の者を除く)
- (3) 障害児 (18 歳未満の身体障害者及び知的障害者)
- (4) 精神障害者 (18 歳未満の者を含む)
- (5) 障害程度区分 4 以上の方
- (6) 二肢以上に麻痺がある方

(居宅介護の内容)

第 8 条 事業所で行う内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護・重度訪問介護計画の作成
- (2) 指定居宅介護サービスに関する内容
 - ア、食事の介護
 - イ、排泄の介護
 - ウ、衣類着脱の介護
 - エ、入浴の介護
 - オ、身体の清拭、洗髪
 - カ、通院等のための乗車又は降車の介護
 - キ、その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助に関する内容
 - ア、調理
 - イ、衣類の洗濯、補修
 - ウ、住居等の掃除、整理整頓
 - エ、生活必需品の買い物
 - オ、関係機関との連絡
 - カ、その他必要な家事
- (4) 通院等乗降介助
 - ア、乗車の介助
 - イ、乗車中のケア
 - ウ、降車の介助
- (4) 日常生活支援に関する内容
日常生活全般に常時の支援を要する全身性障害者に対して、日常生活支援(身体介護、家事援助、見守り等の支援)を行う。
- (5) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
 - (2) から (4) に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第 9 条 指定居宅介護サービスを提供した際には、支給決定障害者等から当該指定居宅介護・重度訪問介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法廷代理受領を行わない指定居宅介護サービスを提供した際は、支給決定障害者等から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費の額に 90 分の 100 を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を支給決定障害者等から徴収するものとする。

4 第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 10 条 事業所は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法第 17 条の 10 第 1 項に規定する指定施設支援、又は知的障害者福祉法第 15 条の 11 第 1 項に規定する指定施設支援を受けたときは、当該支給決定障害者等が当額同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額、身体障害者福祉法による指定施設支援に係る同法第 17 条の 10 第 2 項第 2 号に掲げる額(同法第 17 条の 13 の 2 の規定の適用がある場合にあつては、同法第 17 条の 10 第 2 項第 2 号に掲げる額を下回る範囲内において市町村長が定めた額)及び知的障害者福祉法による指定施設支援に係る同法第 15 条の 11 第 2 項第 2 号に掲げる額(同法第 15 条の 14 の 2 の規定の適用がある場合にあつては、同法第 15 条の 11 第 2 項第 2 号に掲げる額を下回る範囲内において市長村長が定めた額)の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)の算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を越えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法による指定施設支援及び知的障害福祉法による指定施設支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は五所川原市、つがる市、鶴田町

(緊急時等における対応方法)

- 第 12 条** 現に指定居宅介護サービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

- 第 13 条** 提供した指定居宅介護サービスに関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定居宅介護・重度訪問介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により青森県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設置若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市町村、又は青森県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 14 条** 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、設備するものとする。
- (1) 採用時研修 採用 1 か月以内
- (2) 継続研修 年 5 回以上
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定居宅介護サービス事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提出する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から 5 年間保存するものとする。

- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人白生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(契約解除に関する事項)

第 15 条

当事業所及び関連施設等におけるハラスメント行為や問題行為を、利用者様又はご家族様を含めた関係者において確認された場合、又、過去にも同様の行為があったと確認された場合はサービス終了とする場合がある。

(感染症対策に関する事項)

第 16 条

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずることとする。

- 2 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
- 3 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 4 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底するものとする。
- 5 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。
- 6 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする

(業務継続に向けた取り組みに関する事項)

第 17 条

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講ずるものとする。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

- この規定は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 29 年 12 月 14 日から施行する。
- この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。